

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2009年10月15日号

vol.4

創設記念
特集号



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL.042-548-8675 FAX.042-548-8676

本年4月11日、
新事務所の全スペース
を開放して開設パーティー
が行われました。第1部は松平
晃さんのトランペット演奏でオー
プンした開所式。来賓として宮崎誠
日弁連会長、鹿島恒雄初代東弁多摩
支部長、都丸哲也三多摩革新懇代表世
話人に暖かい励ましのごあいさつをい
ただきました。



第2部は、佐藤真子さんのソプラノ独唱。素敵なお歌声に聞きほれました。

第3部は、エトレーヌのみなさんによる木管アンサンブル演奏。4つ
の楽器の軽やかなハーモニーに心がなごみました。

演奏と演奏の間は、軽食をしながらの所員とお客様の交流の輪
がそこかしこに広がりました。

のべ約300人の方々におこしいただき、盛会のうちに
終わることができました。心から御礼申し上げ
ます。当日のもようは4、5頁をご覧ください。

東京地方・家庭裁判所立川支部の新
庁舎や当事務所が入居しているビルの敷
地等モノレール高松駅前の広大な土地
は、もと米軍立川基地。1950年代
にこの基地の拡張がもくろまれ、歴史に
残る砂川闘争で拡張をくいとめました。
私が高校生の際は米軍がいました。私
が弁護士になりたての1969年、米

軍は去りましたが、自衛隊移駐が企てら
れました。しかし、1971年に誕生
した阿部革新市長を先頭に移駐反対のね
ばり強い市民運動の結果、基地の平和利
用が勝ちとられて今日があります。

この地に新事務所を構えることになっ
て、改めて、社会は前進すること、歴史
は市民の運動で変えられるということを実
感しています。私たちは運動の歴史につ
くっていくのだという気概をもちたいと
思います。弁護士大増員時代を迎え、新
人弁護士の就職難がいわれています。一
方で弁護士に「たどりつけない」市民が
大勢います。そんなギャップを埋め、市
民が気軽に相談できる事務所をめざしま
す。早速定例相談日をもうけました。弁
護士会と連携をとりつつ、さまざまな法
的ニーズに応えられる力をもつ若手弁護
士の養成も新事務所の重要な目的の一
つです。ロールプレイによる研修も始めて
います。

「ひめしゃら」は大地にしっかりと根を
はり、天をめざしてまっすぐに伸び、初
夏に可憐な花を咲かせます。地域に根ざ
し、この国に平和と民主主義の美しい花
を咲かせるために、所員一同、力を尽く
す決意です。これまでも増したお力添
えを心からお願い申し上げます。

ひめしゃら法律事務所発足にあたってのごあいさつ

所長 杉井 静子





杉井 60年を振り返ってみて、記憶に残る運動を幾つかご紹介いただきたいのですが、『ジュース訴訟』（1971年4月～1978年3月）についてお話しただけですか。

清水 『ジュース訴訟』というのは、運動としては最高裁まで争った訴訟です。果汁が入っていないのに、なぜ、オレンジジュースなどの果物の名前を使い、果物の写真をビンや容器に貼り、あたかも果汁100%のようにして売っているかという疑問から発した運動です。

きっかけは、役員会があったときに、誰かがジュースをビンに入れたまま出したんです。そうしたら、私の親ぐらいの年の会長さんが、「このごろのジュースはいつも飲むけど変な味なんだよね」っておっしゃったんですね。それで、みんなで果物の絵があって、ジュースと表示してあるものを買集めて、試験室でテストしてみようということになって、共立薬大を出た高田ユリさんがテストすることになったのです。だからもう主婦の感覚。

消費者運動の創設のころの会員さんというのは、感覚が鋭いというのが、感覚がシビアでしたね。今の人は知識はいっぱいあるけども、その点ではもう比較にならないですね。

杉井 なるほどね、味がどうも変だという。それで調査した結果どうだったのですか。

清水 そうしたら100点のうち3点くらいしか100%果汁のものではなくて、それなのにそういうものをつけて高く売っていた。みんな騙されていたわけね。



清水 鳩子 さん (しみず はとこ)

- 主婦連合会・参与
- (財) 主婦会館・理事長
- 略 歴

1924年生まれ。

1948年、参議院議員・奥むめおさんが設立した主婦連合会に発足当初から参加。その後、主婦連合会事務局長を20年務め、以降、同会副会長、会長を経て現在同会参与。

大気汚染公害訴訟の和解後発足した「東京あおぞら連絡会」理事長。今年7月から(財)主婦会館理事長をつとめ現在にいたる。

疑うこと

も知らないわけ。

私も子育てをしていましたからよくわかるんですけど、こどもが汗びっしょりになって外から帰ってくると、お水を飲みますよね、水道の蛇口をひねって。そうしたとき、母親は「体にいいから、それやめてそっちのオレンジジュース飲みなよ」とか、牛乳は高くて買えなかったから、かわりに「ジュース飲みなさいよ」って粉末ジュースを溶かして飲ませていたけど、そんなことで、私たちは健康にいいっていうふうに思っていましたでしよ。

杉井 ビタミンCがね。

清水 ええ。それで運動を始めたのですが、『ジュース訴訟』は、最初は無果汁表示をしろという運動だったんですね。この表示については、公正競争規約、独禁法、公取の裁判ですから、一審というのは地裁ではなく公取の審判なんです。

公取の審判で第一審が行われて、初めはジュース、無果汁と書いてあるのを、そのうち全部が果汁ゼロではないし、少し入っているから、入っている量を表示すればいいのではないかという形になってきたんですね。

3回目くらいから、急に公取の審判のやり方が、表示のことから、消費者に訴える資格があるかないかというこのほうに話の流れが変わってきたんです。公正競争規約の不服申立てというのは20条にあるんですけども、それによると消費者には訴える資格がないというのです。どこにもそんなこと書いてない。この規約にあるのは、不服のある者は30日以内に申し出ることという規定だけです。ところが、その公取の審判では、この文書は業者の規定であって、一般消費者を対象にした条文ではないと言われたんです。それで公取はそれで終わってしまい、東京高裁に行ったのですが、東京高裁もやっぱり訴える資格なしということになって、だめになって、最高裁まで行ったんです。やっぱりそこも不服申立ての資格なしというところで却下されたのね。

この裁判は、どの消費者運動の歴史でも必ず一番最初に出てくる、それだけ意味が大きい裁判です。ですが、私は思い返してみると、ほんとうにびびりするんです。よくあんなに、たった訴えの資

どみなく話される姿に感動しました。「会ってお話が聞けてよかった!」と心から思いました。話題は「主婦連のシンボルはなぜしゃもじか」に始まり「灯油ヤミカルテル事件」「PL法制定運動」「消費者庁設置運動」「弁護士費用敗訴者負担反対運動」等々多岐にわたりました。

紙面の都合上「ジュース訴訟」についてだけの掲載となります。全文については当事務所のホームページ(ホームページアドレス <http://www.himesyara.com>)に掲載しますのでそちらをご覧ください。

対談

清水鳩子さん

杉井 静子 弁護士

今回は、長い間主婦連合会（主婦連）の会長を務められ、消費者運動を担ってこられた清水鳩子さんにお話をうかがいました。お会いしてみると、とてもお元気で気さ

くな方でした。いつも「主婦の生活感覚」で始まり、裁判では負けても運動で成果を勝ちとるといった数々の体験談をよ

なっただけですね。

清水 そうです。それとも一つ、独禁法の4条3項という横断的な厳しい規定。これは例えば原産国を表示しないなど、私の知っている限りでは7つだったんですけど、そこに無果汁の場合は無果汁と書きなさいという規定が含まれました。公正競争契約というのは業者の自主基準ですけど、独禁法の厳しい4条3項で無果汁表示はすることになっていました。

杉井 すこいですよね。

清水 『ジュース訴訟』がなぜできたかといいますが、もう一人、先生みたいな法律家のご協力があるんです。

高田ユリさんが朝日の声欄に、こんなバカバカしいことが行われているんですけど、皆さん、どう思いますかと投書したのです。そうしたら次の日、私が事務局にいるときに、電話がかかってきたのね。男の方で、今日高田ユリさんの投書を読みましたって。それで、おっしゃるとおりだと言っただけですね。それで、「何か

お力になることがあったらどうぞ僕で」っておっしゃってくださった。どこの誰か知らないから、「失礼ですけど、どこのどなた様ですか」って聞きましたら、「虎屋の上にある長島・大野法律事務所の穂積忠夫と申します」と。おっしゃってくだされば何でもお力になりますから。それで高田さんと2人で無添加の梅干しとお蕎麦を持って先生をお訪ねしたんです。そして、「タタでしてください、ほんとうにお金ないんです」って申し上げたら「結構ですよ」っておっしゃってくださったんです。ところが、誰に言ってもタタのはずないと信じてくれないんですよ。

杉井 そうね。しかも、長島・大野法律事務所と言ったら、あの当時だった事務所ですものね。

清水 そうなんです。つれあいも「ばかだね、おまへたちは世間を知らない。あんなところ、僕たちだって恐くて関わりたくないよ。タタなんてはずがない」と言っていたんです。それでまた心配になって、

秘書の準備書面のタイプを打つ費用は、その1%から出しますからどうぞご心配なくと。僕はタタ働きじゃありませんからっておっしゃってくれた。そうして、「こんなことは外国だったら通じないですよ」っておっしゃったんですね。あそこは渉外事務所で、そういうことをよく存じだから。それで、とうとう最後まで一銭も払わずじまいでした。

杉井 プロボノということだね。

清水 ですから穂積先生には頭が上がりません。先生は、最後は「僕がかかわりながら裁判に負けた」と常におっしゃるんです。私は負けていないと思うんですよ。先生は力になれなかったというふうに、いつもおっしゃるんです。申し訳ないぐらい。

杉井 裁判で負けて運動で勝つという、そんな感じですよ。

清水 しかもきつかけが、誰かのアドバイスではなく、このごろのジュース変だよというおばさんの味覚でしょう。

それに高田さんのテスト室といいますが、消費者団体としては初めてのもので、それから、機器・設備は自慢できるものはありませんでした。それで彼女は共立の母校へもって行って、そこでテストをやってきたんですよ。ですから、日用品試験室でテストをしたと活字には残っていますけど、実際は高田さんの母校です。そうしましたら、果汁100%のものは3点しかないのでわかった。ですから、こうした運動は今でもたくさんあるでしょうけれども、ほんとうに大事にしたほうがいいと思いますね。



杉井 静子 弁護士

「先生、タタとおっしゃる意味は。私たちは先生の交通費も準備書面の印刷代も払えないぐらいの貧乏なんです」って申し上げたら、先生がおっしゃってくれたのは、長島・大野法律事務所には、社会還元のための1%プロボノ方式っていうのがあって、私の電車賃とか

あれこれ

1 晴天



所長あいさつ

杉井 静子 弁護士



司会

杉野 公彦 弁護士



日本弁護士連合会会長
宮崎 誠さん



乾杯

東京弁護士会多摩支部初代支部長
鹿島 恒雄さん



来賓のみなさまの
ごあいさつ

ふふっ...



元保谷市長三多摩革新懇代表世話人
都丸 哲也さん



開所式

2009.4.1



【トランペット演奏】松平 晃 さん

- ♪ ケサラ
- ♪ 北の国から
- ♪ 花
- ♪ 焼き米つき唄（川崎民謡）
- ♪ 東京ブギウギ（憲法が制定された年に創られている）

【声楽】佐藤 真子 さん

- ♪ 一本の鉛筆
- ♪ リリー・マルレーン
- ♪ 鶴
- ♪ 百万本のバラ
- ♪ 黒い瞳
- ♪ 君死にたもうことなけれ
- ♪ 津軽のふるさと



MUSIC
TIME



【木管アンサンブル】エトレーヌ のみなさん

- ♪ アヴェ・マリア
- ♪ 白鳥
- ♪ カルメンより「ボヘミアンダンス」
- ♪ F・ダビッド作曲「コンチェルティーノ」
- ♪ 日本の叙情歌メドレー
- ♪ 花のワルツ





ひめしやら法律事務所の所員たち



弁護士
杉井 厳一

植物の頭に「ひめ」とつくのは、本種に比べて、花びらや葉が小振りで、愛らしい感じのものが多い。私が愛読する牧野新日本植物図鑑には「ひめ」が頭につく植物が189種のっている。いかにも日本的な表現で好ましい。わが事務所の名称とした「ひめしやら」も「しやら」の木の小振りなものという意味。「しやら」は「沙羅」。平家物語の冒頭にでてくる「沙羅双樹の花の色、盛者心衰の理をあらはす。」の沙羅である。わが国でいう沙羅は「夏つばき」のことであるが、インドの沙羅の木をこれと間違えて付けた名だという。何かの写真で見たことがあるが、本当の沙羅の木を一度見に行きたいと思っている。

ひめしやらは毎年6月ごろ夏つばきの花の少し前に白い可憐な花を咲かせる。幹は黄金色に輝き、紅葉の時には見事なコントラストを見せる。ある離婚事件で、妻がひめしやらの木に布団を落としたのを見た夫が思わず怒鳴りつけたことが離婚理由とされたという。それほど価値のある木なのである。見てみたいかたはわが家になんぞ。

実年齢アラカン。精神年齢7

掛けとて「不惑」をとうに過ぎました。

亜羅漢・孤高たらんとは思えど叶うべくもなく、せめてうつし世仮姿は好好爺ならぬ好好婆願望(?)のアラウンド還暦備忘録！

*石内都写真展ヒロシマー目黒美術館ー被爆衣服の写真ーその存在感・そこに命がいきづいていた*映画「ミルク」1970年代アメリカ、ゲイで初めて公職に就き、マイノリティの権利擁護のために闘ったハービー・ミルク。「弱者に希望を！希望のない人生に価値はない」*種まきーズッキーニ4月（花の咲く前に定植）・にがうり5月（要24ー25℃）*岩谷堂筆筍*内橋克人ー悪魔のサイクル・ネオリベラリズム循環*メキシコ合衆国20世紀絵画展一世田谷美術館ーフリーダ・カーロとディエゴ・リベラ〜イサム・ノグチ〜レフ・トロッキー*吉野作造「兄おとうと」*遅筆堂ー生活者大学学校*サイトウ・キネン・フェスティバル松本ーブリテンの「戦争レクイエム」*高村薫「太陽を曳く馬」ー「何事もあらためてこちらから尋ねなければ意見を言うことはなく、腹の中を顔に出すこともない彼方。その都度意見を確認して齟齬がないようにする此方。」*バンドゥーラの音色ところで、今私何しようとしてたんだっけ？



弁護士
杉井 静子

弁護士40年。任官者なら定年年齢を迎える年に、新事務所を開設し、所長にまつりあげられました。

職人は、腕が良くても老後に「身の納まり」がつかない者は良い職人とはいえないそうです。「若い者に自分の安らかな余生を示して安心を与え、良い技術を受け継いでもらわなくてはいけない」のだそうです。

私も若手弁護士を養成することを弁護士としての最後の役目と考えて新事務所をかまえたのですが「自分の安らかな余生を示せるか」が課題です。古希までには「身の納まり」がつくようにしたいものです。

因みに、3児の「ばーば」になりました。



弁護士
宮本 康昭

日本支援センター（法テラス）の創設時から常勤弁護士として法テラス多摩法律事務所に勤務し、昨春秋に任期終了で退任したところです。それが機縁で、同じく「市民の司法」実現をめざすこの事務所に4月から加えて頂くことになりました。



弁護士
伊吹 勝美

本年1月に本事務所に入所しました伊吹勝美です。見た目と態度の大きさ（私自身は全くそんなことはないと思うのですが…）から新人らしくない新人と言われて早10ヶ月。入所して間もない頃から、民事、刑事を含め様々な事件について多くの経験を積ませていただいております。この間、事務所名称の変更や移転、開所式、私事ですが某有名テーマパークでの挙式等があり、あっという間に時間が過ぎていきました。仕事面では「何でも安心して任せられる」弁護士になるべく（私生活では「家庭責任を果たす」夫になるべく）日々努力しております。これから様々な場面でご指導をいただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

Happy!





弁護士
岸 敦子

今年1月から、ひめしゃら法律事務所にて修行をさせてもらっている岸敦子です。来年1月からは法テラスのスタッフ弁護士として地方に赴任する予定ですので、ひめしゃらにいますのもあと数か月になってしまいました。

実家（神奈川県川崎市）→司法修習（奈良市と埼玉県和光市）→杉井法律事務所（国立市）→ひめしゃら法律事務所（立川市）→法テラス（高知県安芸市）と、考えてみれば引越だらけの数年間です。馴染みのある地域や親しい人たちと離れる寂しさも多いですが、新しい場所への好奇心や期待もあります。どこへ行っても、市民のみなさんが気軽に相談できる、頼りがいのある弁護士を目指して頑張ろうと思います。



弁護士
杉野 公彦

現在の事務所に移転するまでは、日野市の自宅から国立市の事務所まで、多摩川の四季折々の自然風景を眺めながら、毎夜日野警察署の職務質問を受けながら多摩川を渡って自転車通勤をしていました。事務所の立川市移転にともないモノレールまたはマイカー通勤に変わりましたが、怠慢の結果はすぐに現れるようで、太るスピードが加速してしまった気がします。ほんの数ヶ月前までは、今の事務所の近所にある立川警察署からでも自転車で帰宅していたのですから、モノレール駅から徒歩0分という新事務所の好立地も顧みず、脱メタボを目指し、自転車通勤に戻そうかとも思っています。



事務局
片桐 由輝

昨年度、わが子が通う保育園の父母会長の任に就き、一年間多くの問題に対応した。その中で一年を通して気になったことがある。どんな問題を議論しても「合理性」を最高の価値とする上での「多数決」がいちばん力をもっているということだ。一見当たり前のこの事実、全く腑に落ちない。

職場で「無駄の排除と合理性」の追求を求められている多くの父母は、役員会でも同じ思考で議論をすすめるのである。保育園にいるのはロボットや物ではなく人である。増して利潤の追求もない。

父母と保育士が共同して子育ての援助をし、豊かな人間になってくれることが多くの親が望んでいることであるはず。子どもの豊かな成長に必要なものは「合理性」ではなく多くの「ムダ」の積み重ね。深味のある人には経済的に見るとムダな時間や経験をしていることが多い。何をもって豊とするか。

若い弁護士が楽しみながら成長する場としての新事務所は、いったいどんなムダをくり広げるのか、不安でもあるが、それにも増して楽しみでもある。わが子とともに私も成長したい。

弁護士
大出 良知

この6月から、当事務所に所属しております。1947年生まれですが、弁護士登録は、2004年12月です。長年にわたり、静岡大学、九州大学、現在は東京経済大学で、刑事法の研究・教育にあたってきました。学生時代に出会った死刑確定囚の冤罪事件を救済するため再審制度の研究にあたりましたが、誤判の防止のための刑事手続改革にも取り組んできました。当番弁護士制度をバックアップし、政府の司法制度改革推進本部の委員として被疑者国選弁護制度、裁判員裁判制度の制度設計に関わりました。弁護士登録後は、主に刑事事件を担当してきましたが、住宅紛争、離婚、遺産分割などの一般民事事件もお受けしています。どうぞよろしくお願いいたします。



事務局
日下 努

みなさん、はじめまして。日下努と申します。

今年4月の「ひめしゃら法律事務所」開設とともに入所いたしました。異業種からと、決して若くない年頃の転職であり、戸惑うことの連続の日々を過ごしております。5ヶ月間が経ち仕事も覚えつつ事務所に慣れてきたところです。

法律事務所に勤務して改めて気付くことがあります。一つは弁護士は多忙であること。二つは依頼者は多種多様な悩みを抱えて法律事務所の門を叩くということです。

事務局としては、依頼者・相談者の要望に応える弁護士のサポートが求められます。新人ですが、激変する日本社会に対応できるような事務所作りに携われるように奮闘いたします。

定例法律相談日



ひめしゃら法律事務所では、次の日程で定例法律相談を行っております。

地域や年齢を問わず、多くの方が気軽に足を運んで、ご相談いただけるようにしたいと思っております。

女性弁護士への相談をご希望の方は、ご予約の際にお申し出ください。

曜日：毎月火曜日・木曜日・土曜日(第2、第4土曜日のみ)

※都合によって変更することがございます。

時間：10:00～11:00、11:00～12:00

料金：1時間以内 5,250円

予約
電話

042-548-8675

受付：月曜日～金曜日 9:30～18:00



★ ホームページを開設しました ★
2009. 9. 1 open!

ひめしゃら法律事務所

検索

ぜひご覧ください



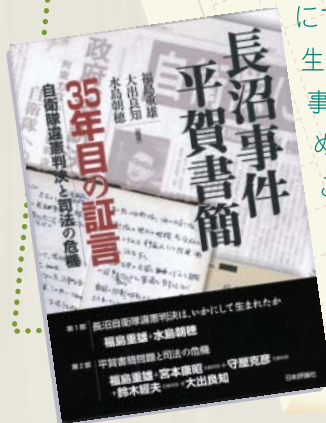
おすすめの

本

所員2名が執筆に関わっています。

わが国裁判史上唯一の自衛隊違憲判決が生まれた経緯を、担当裁判長の35年目の証言を通して明らかにするとともに、その過程で発生した裁判干渉事件「平賀書簡事件」の歴史的意味をあらためて問い直しています。そのことで、今次司法改革の必要性をも明らかにしています。是非ご一読下さい。

(日本評論社刊)



編集後記

このところエコという言葉をよく耳にする。マイバックやマイ箸、お店に行けば種類の多さにちょっとビックリ。最近では『エコ替え』とのキャッチフレーズでハイブリット車の売れ行きが好調だ。エコカー減税の後押しもある。エコポイントで家電製品の買い換えも進んでいるらしい。

ところで、ハイブリット車の生産過程で排出されるCO₂は普通の車より多く、10年以上使用しなければ環境破壊との試算もある。

エコポイントにつられた買い換えでリサイクルという名の廃棄家電。エコの名を借りた似非行為で潤ったのは地球ではなく大企業。今度の政府は、国民を本当のエコに導くことができるのか。高速道路の無料化を聞くとなんだか空しい。(片)



当事務所には、駐車場がありません。
最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。
(30分/100円。24時間まで700円)

ひめしゃら法律事務所

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
アーバス立川高松駅ビル1F

TEL. 042-548-8675

FAX. 042-548-8676

受付時間 9:30～18:00

アクセス

- モノレール高松駅(西側)から徒歩1分
- 立川駅北口から徒歩15分